

番号

1 資料 1、(24 頁)

2、放射線発生装置の使用をする場合

(6) 放射線発生装置の使用をする室についての評価

③のロ

「インターロックの機能」の項目について

ここに示された連動するインターロック機能がどのような機能を示すのか不明であるが、医療機関の現状として空気中の放射線を放出する同位元素に関連する換気シンチ検査実施の頻度は少ないことから同位元素濃度に連動するインターロック機能を新たに整備することが要求されるとその負担は大きいと思われる。医療機関については例外とするかあるいは新規設置の施設のみに対応を求めているかどうか。